資料５

熊本県障がい・障がい児福祉計画　概要

第８期熊本県障がい福祉計画・第4期熊本県障がい児福祉計画（素案）
令和9年度～令和11年度

～障がいのある人もない人も、お互いを大切にし、
地域で安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて～

資料のガイドの枠内には、該当ページで伝達すべき要点を簡潔にまとめています。

【資料のガイド】

・これから説明する資料は、熊本県が取り組む「障がい福祉の計画」の案です。



©2010熊本県くまモン

1　障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

国（基本指針）

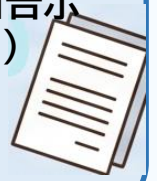
障害者総合支援法第87条、児童福祉法第33条



内閣総理大臣・主務大臣が、障害福祉サービスや障害児支援などの提供体制を整えるため『基本指針』を策定。

令和8年3月31日告示
（第8期・第4期）

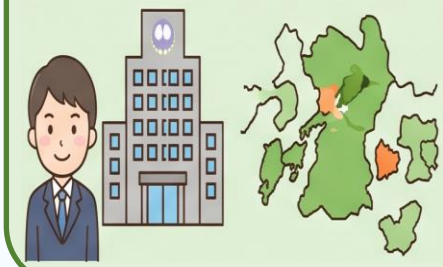




基本指針に即して

熊本県（都道府県計画）

障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条



都道府県知事が、基本指針に即して『都道府県の計画』を策定。
国の指針及び市町村の計画の達成に資するため広域的な見地から策定。

3年を1期として策定。
R8年度中に「第8期障害福祉計画」・「第4期障害児福祉計画」を策定。

基本指針に即して

市町村（市町村計画）

障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条

基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定。



2　障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

計画策定の構造：基本指針に基づく広域調整

国の基本指針

計画の土台

- 都道府県・市町村計画のルール
- 6つの基本理念の提示
- 10の成果目標の設定

→

都道府県計画

広域的な見地からの支援

必須事項

区域ごとの必要量の見込み
指定障害者支援施設の必要定員

努力事項

見込量確保の方策
従事者の確保・質の向上措置

⇄

市町村計画

身近な提供体制の確保

- 住民に直結する円滑な実施
- 各年度・種類ごとの見込算出

※県はこれらの積上げを調整

【資料のガイド】

バラバラな計画にならないように、国が一番大きなルールを決め、それに合わせて県と市町村が協力して作成。

国： 日本全体で「こんな社会にしよう」という一番大きな目標を決めます。すべての計画の土台になります。

県： 県全体という広い目線でまとめます。市町村だけでは解決が難しいことをサポートし、県全体のバランスをとります。

市町村： ご利用者に一番近い場所で、「どんなサービスがどれくらい必要か」を具体的に計算して準備します。

3　障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

基本指針が規定する「6つの理念」と「10の成果目標」

計画の基本理念

1. 自己決定の尊重と意思決定支援
2. 一元的な障害福祉サービスの実施
3. 地域生活・就労への移行支援
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成の発達支援
6. 障害者の社会参加を支える定着

成果目標及び活動指標

1. 施設から地域生活へ
2. 精神障害の包括ケア
3. 一般就労への移行
4. 障害児支援体制整備
5. 地域生活支援の充実
6. 相談支援体制の強化
7. 人材確保と生産性向上
8. サービスの質向上
9. 発達障害者支援
10. 高次脳機能障害支援

熊本県障がい・障がい児福祉計画　素案　構成



【資料のガイド】

計画の内容は次のとおり大きく8つに分かれています。
そのため、この資料もその順番に合わせて説明します。

1. 計画の概要
2. 計画の基本方針
3. 障がい者等を取り巻く状況
4. 成果目標と活動指標
5. 必要な量の見込み並びに確保方策
6. 従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上
7. 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施
8. 円滑な実施を確保するために必要な事項

第1章　計画の概要

別紙　素案１ページ

【基本理念】
1　障がいのある方の意向を尊重し、多様な福祉サービスを総合的に提供します。
2　さらに、ご家族や地域の方々との自然なつながり（インフォーマルな関係性）も大切にし、生活全体の質がより向上するよう創意工夫をもって取り組みます。

【計画の目的】
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的とします。

【計画の位置付け】
「第7期熊本県障がい者計画」のうちサービス提供体制の確保に関する実施計画として位置付けます。

【計画の期間】
令和9年度(2027年度) ～ 令和11年度(2029年度) の3年間。



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

・この計画では、障がいのある方の気持ちを尊重するため必要な取り組みを書いています。

・そして、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会目指します。

※目標や人数、計算のやりかたは、国のルールにあわせて書いています。

第2章 計画の基本方針（8つの柱）

別紙　素案５ページ

誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、以下の基本方針に基づき取り組みます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

本人の意思決定支援を推進し、家族等との関係性も含めた生活全体の質の向上に配慮した体制を整備します。

(2) 一元的な障害福祉サービスの実施等

市町村を実施主体の基本とし、地域間格差が生じないよう充実を図ります。

(3) 生活を地域全体で支えるシステムの実現

地域移行、地域定着、就労支援など、障害福祉サービスを最大限活用した提供体制を整備します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が主体的に取り組む仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた包括的な支援体制を構築します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

身近な地域での支援確保と、保育・教育等と連携したインクルージョンを推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたる安定的なサービス提供のため、働きやすい職場環境の整備や業務効率化を支援します。

(7) 障がい者の社会参加を支援

文化芸術、スポーツ等を含め、地域でいきいきと暮らせる社会を目指します。

(8) 災害・感染症対策の充実による安全確保

平時からの体制整備を進め、有事においても途切れることのない支援体制を構築します。

【資料のガイド】

この内容は、障がいのある方が充実した生活が送れるよう、県や市町村、サービスを提供する事業者の方々が取り組んでいくことを記載しています。次のページでまとめています。



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

この計画では、次の8つの取り組みを基本として位置づけています。

1 障がいのある方の気持ちを尊重し、ご家族を含めてサポートすることを推進します。

2 熊本県のどこに住んでいても、同じようにサービスを受けられる体制をつくります。

3 住み慣れた地域での暮らしや、働くためのサポートを充実させます。

4 地域の人たちが互いに協力し合い、支え合える仕組みをつくります。

5 障がいのある子どもたちが、安心して健やかに育つ仕組みをつくります。

6 福祉の仕事をする人が、いきいきと働きやすい職場環境をつくります。

7 文化活動やスポーツを楽しみ、地域社会にたくさん参加できるようにします。

8 地震や大雨などの災害や感染症に備え、みんなを守る支援体制を整えます。



©2010熊本県くまモン

第3章　障がい者等を取り巻く状況

別紙　素案２３ページ

手帳所持者やサービス利用者の増加など、障がい者を取り巻く環境は変化しています。多様化するニーズに応えるため、体系的かつきめ細やかなサービス提供体制の整備が求められています。

1. 統計データに見る動向

■障害者手帳所持者数（令和7年度末）
全体：124,623人（前年度比▲0.9%）
•身体障がい者：76,053人（約61%・前年度比▲1.7%）
•知的障がい者：24,014人（約19%・前年度比+3.0%）
•精神障がい者：24,556人（約20%・前年度比+7.3%）

■サービス平均利用者数（令和7年度末）
全体：30,155人（前年度比+3.0%）
•障がい児：13,244人（前年比+4.3%、5年間で+35.7%増）
•障がい者：16,911人（前年比+2.0%、5年間で+8.3%増）

2. 当事者・家族団体からの声（主な意見）

・提供体制：医療的ケア児や重度障がい者の受け入れ体制整備、親の緊急時等における短期入所枠の十分な確保。
・就労：就労継続支援の工賃向上、農福連携等を活用した多様な就労支援。
・人材：福祉サービス従事者の確保と処遇改善、専門人材や意思疎通支援者の計画的な育成。
・その他：災害時の特性に応じた支援、物理的バリアフリー化と情報アクセシビリティの向上。

3. 支援の体系（自立支援給付と地域生活支援）

•障害者総合支援法に基づく給付
介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療等
•児童福祉法に基づく給付
障害児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児相談支援、障害児入所給付
•地域生活支援事業・地域生活支援促進事業
市町村・都道府県が地域の実情に応じて実施（相談支援、意思疎通支援、移動支援など）

【資料のガイド】

✓ 熊本県の障害者手帳所持者は約12.4万人、サービス利用は約3万人で、特に子どもの利用が増加しています。

✓ 意見交換会では「安心できる居場所の確保」「工賃の向上」「災害時の備え」を求める意見がありました。



©2010熊本県くまモン

第4章　1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

別紙　素案３３ページ

施設入所者の地域生活への移行に向け、意思決定支援を適切に行い体制を整えます。また、グループホームの整備や入所施設の居室の環境改善、専門支援の強化を通じ、生活の質と安全性を高めます。

◎ 成果目標

- **(1) 地域生活移行者数の増加**
 R7年度末時点の施設入所者数のうち**161人（6%）以上**が地域生活へ移行。（前回166人）

- **(2) 施設入所者数の減少**
 R7年度末時点の施設入所者数から**134人（5%）以上**が減少。（前回138人）

活動指標

- 地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助・生活訓練の利用者数
- 入所施設の居室の個室化割合（新規）
- 地域移行等意向確認担当者の意向確認件数（新規）

【資料のガイド】

1　入所施設から地域へ移って暮らしたいという方を、地域の機関と協力してサポートします。

2　地域での生活を選択できるよう、グループホームやショートステイができる場所を準備します。

3　入所施設の部屋を個室にするなど、生活しやすい環境をつくります。



©2010熊本県くまモン

第4章　2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

別紙　素案３４ページ

保健・医療・福祉が連携した基盤整備とインクルーシブな社会づくりを推進します。地域移行や退院促進に向けた目標を設定し、多様な障がい特性や家族の課題に配慮した支援体制を整備します。

◎ 成果目標

- **(1) 退院後の地域における平均生活日数**：
 ○○○日以上（前回326日）
- **(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数**
 （一部新規）
 65歳以上（積算中）　（前回2,524人）
 65歳未満（積算中）（前回939人）
 75歳以上（積算中）　40歳以上の認知症の者（積算中）
- **(3) 精神病床における再入院率（新規）**
 3月時点再入院率: 10.3%以下
 6月時点再入院率: 17.4%以下
 1年時点再入院率: 25.7%以下
- **(4) 心のサポーターの数（新規）**
- **(5) 住民の心の状態 の把握(K6指標)（新規）**

活動指標

- 地域移行・地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、生活訓練、短期入所（新規）の利用者数
- 精神病床から退院後の行き先別の退院患者数
- 心のサポーター養成研修等実施回数
 （新規）



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

1　長期間入院している方の退院を応援し、地域で暮らし続けられるように支援を充実させます。

2　心の健康について、身近で悩んでいる人の話に耳を傾けて寄り添う「心のサポーター」を育てます。

第4章　3. 福祉施設から一般就労への移行等

別紙　素案３６ページ

本人の希望に沿った就労を実現する「就労選択支援」の利用促進、工賃向上や農福連携、個々の状況や高齢化等に伴う多様なニーズに柔軟に対応する体制を整備します。

◎ 成果目標

- **(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加**
 総数 **417人** (R6年度実績の1.31倍) 以上（前回313人）
 - 就労移行: 160人 (1.14倍) 以上（前回164人）
 - 就労継続A型: 196人 (1.52倍) 以上（前回115人）
 - 就労継続B型: 61人 (1.67倍) 以上（前回27人）
- **(2) 一般就労移行率の増加**
 移行割合が50%以上の事業所を全体の50%以上（前回50%以上）
- **(3) 就労定着支援事業の利用者数増加**
 217人 (1.47倍) 以上（前回58人）
- **(4) 就労定着率の増加**
 就労定着率70%以上の事業所を全体の25%以上（前回25%以上）
- **(5) 就労選択支援事業所の設置**（新規）
 (圏域ごとに1事業所以上)
- **(6) 就労選択支援事業の利用者数**（新規）

活動指標

- 職業訓練の受講者数
- 福祉施設からハローワークへの誘導者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
- ハローワークの支援を受けて就職する福祉施設利用者数

【資料のガイド】

1　福祉サービスを利用した後、安心して一般の会社へ就職できるようにします。

2　「自分にあった働き方」を一緒に考える「就労選択支援」というサービスを使いやすくします。

3　働きながら福祉サービスを使う仕組みなど、それぞれの状況に合わせて柔軟にサポートします。



©2010熊本県くまモン

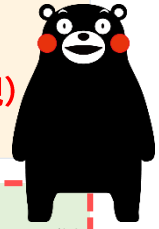
第4章　4. 障がい児支援の提供体制の整備等

別紙　素案３８ページ

児童発達支援センター等が担う機能を県内全域で確保できるよう取り組みます。保育所等訪問支援の活用や関係機関の「協議の場」を設置し、連携を強化することでインクルージョンを推進します。

◎ 成果目標

- **(1) 中核機能を有する事業所の設置（新規）**
 R11年度末時点で市町村又は圏域ごとに1箇所
- **(2)「協議の場」の設置市町村等数（新規）**
 R11年度末時点で年1回以上実施
- **(3) 重症心身障がい児支援 児童発達支援の設置**
 R11年度末時点で市町村又は圏域ごとに設置
- **(4) 重症心身障がい児支援 放デイの設置**
 R11年度末時点で市町村又は圏域ごとに設置
- **(5) 医療的ケア児等支援の協議の場の設置**
 R11年度末時点で市町村又は圏域ごとに設置
- **(6) 医療的ケア児等コーディネーターの配置**
 R11年度末時点で〇〇人を配置
- **(7)「のぞまないセルフプラン」解消体制（新規）**
 R11年度末までに全域で障害児相談支援事業所を設置
- **(8) 広域的支援人材又は中核的人材の修了者数（新規）**
 強度行動障害児への対応連携体制の整備



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

1 「児童発達支援センター」が中心となり、障がいのある子どもを地域でサポートする体制をつくります。

2 保育、学校、放課後等デイなどが話し合う場をつくり、子どもたちを支えるネットワークをつくります。

3 仕方なく自分でサービスの利用計画を作る「のぞまないセルフプラン」を防ぐため相談支援を整えます。

4 行動に難しさがある方一人ひとりの状況や専門的なサポートを確かめ、支える仕組みをつくります。

第4章　5.地域生活支援の充実 / 6.相談支援体制の充実

別紙　素案４０ページ

5. 地域生活支援の充実

全圏域での地域生活支援拠点等の整備を進め、コーディネーター等を配置し機能を充実させます。

【成果目標】

- **(1) コーディネーター・連携担当者の配置**
 R11年度末時点で配置割合: 100%
- **(2) 運用状況の検証・検討回数**
 R11年度末までに年1回以上実施
- **(3) 広域的支援人材又は中核的人材の修了者数**
 （再掲）（新規）
 強度行動障害児者への対応連携体制の整備

6. 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター等の連携強化や、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた体制構築を進めます。

【成果目標】

- **(1) 基幹相談支援センターの設置**
 R11年度末時点で市町村/圏域ごとに設置
- **(2)「のぞまないセルフプラン」の解消**
 （再掲）（新規）
 R11年度末までにゼロとする



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

1　熊本県のどこに住んでいても、ふだんの生活から「もしも」の緊急時までしっかりサポートできる場所を整えます。施設から地域での暮らしへ移る方などを支える専門スタッフを、地域に配置します。

2　障がいのある方やご家族をサポートする、地域の中心となる相談窓口を、全ての地域などに作ります。

3　行動に難しさがある方一人ひとりの状況や専門的なサポートを確かめ、支える仕組みをつくります。

4　仕方なく自分でサービスの利用計画を作る「のぞまないセルフプラン」を防ぐため相談支援を整えます。

第4章　7.人材確保・定着、生産性向上 / 8.サービスの質向上

別紙　素案４３ページ

7. 人材確保・定着、生産性向上

専門人材の養成、ワンストップ窓口の設置等により、職場環境改善や事業者の経営支援に総合的に取り組みます。

【成果目標】

- (1) 意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数（新規）
- (2) 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置（新規）
- (3) ワンストップ窓口との連携を図る協議会の設置（新規）

【活動指標】

- ワンストップ窓口の利用状況及び処遇改善加算を取得している福祉施設の割合（新規）

8. サービスの質を向上させる取組

利用状況の把握と体制検証を行い、情報公表制度を徹底し良質なサービス選択を支援します。

【成果目標】

- 障害福祉サービス等情報公表制度における福祉施設の**公表率及び更新率を100%**とする（新規）

【活動指標】

- (1) 計画的な人材養成の推進
- (2) 指導監査結果の関係市町村との共有



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

1 障がいのある方の意思を尊重するガイドラインに沿った研修や、ご本人が講師の研修を推進します。

2 支援者の働きやすい職場づくりや経営の相談ができる「総合窓口」を作り、福祉施設をサポートします。

3 必要なサービスを受けられるよう利用状況を確認し、福祉施設が正しく運営されるよう指導します。

4 自分に合ったサービスを選べるよう、福祉施設の最新情報をインターネット等でお知らせします。

別紙　素案４６ページ

第4章　9.発達障がい者等 / 10.高次脳機能障がい者に対する支援

9. 発達障がい者等に対する支援

県内の支援センターや地域支援マネジャーを通じ、市町村対応が困難な事例に対し専門的な助言を行います。

【活動指標】

- (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催回数
- (2) 発達障がい者支援センターによる相談支援件数
- (3) マネジャーの関係機関への助言件数
- (4) センター等の研修、啓発件数
- (5) ペアレントトレーニング等の開催回数
- (6) ピアサポートの活動の実施回数

10. 高次脳機能障がい者に対する支援

支援センター設置、専門医療機関の確保を推進し、医療から社会参加に至る包括的な支援体制を構築します。

【活動指標】

- (1) 高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数
- (2) 支援センターにおけるコーディネーター配置人数
- (3) 支援センターにおける相談件数
- (4) 外部機関や地域住民への研修、啓発



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】

1　発達障がいのある方への支援として、県内3か所の支援センターや専門マネジャーが、市町村での難しい相談対応をサポートします。

2　高次脳機能障がいのある方への支援として、専門の支援センターや相談員の配置、専門病院の確保を進めます。

第5章　必要な量の見込み並びに確保方策（令和11年度 見込）

別紙　素案48ページ

市町村障害福祉計画における数値を基本として、県全域の各種サービスの必要量を見込み、体制を確保します。

区分	主な対象サービス（※具体的な数値は次回以降の本編に記載）	単位
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間/月
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行、就労継続A型/B型、就労定着、療養介護、短期入所	人・日/月
居住系サービス その他	自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、計画相談支援	人/月
障害児通所支援等	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問、居宅訪問型、障害児入所、障害児相談支援	人・日/月

【資料のガイド】

これからの3年間で、自宅でのサポートや日中過ごす場所、住む場所などの福祉サービスが、熊本県全体で「どのくらい必要か」を計算して記載します。

※目標や人数、計算のやりかたは、国のルールにあわせて書いています。



©2010熊本県くまモン

「必要な量」を見込む3つのアプローチ

1. 過去の実績トレンド

過去数年間の各サービス利用実績から「平均的な変化率（伸び率）」を計算し、機械的な将来予測の土台とします。

2. 将来の人口推計

年齢階層別の将来人口推計と「人口当たりの利用率」を掛け合わせ、少子高齢化などの人口動態の変化を反映させます。

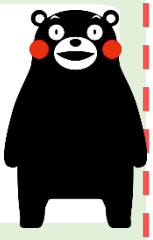
3. ご利用者の意向

調査を実施し、「今後利用したい」等の潜在的ニーズを抽出。実績データだけでは測れない増減傾向を加味します。

【資料のガイド】

3年間で、福祉サービスがどれくらい必要になるかを計算する方法を説明します。

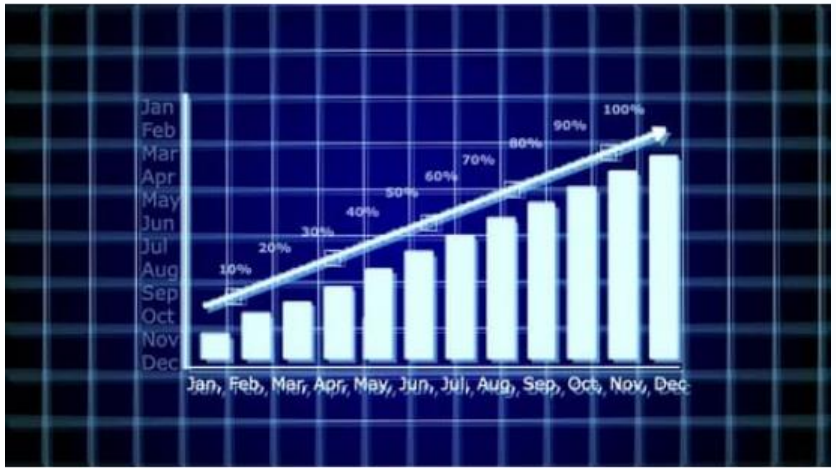
様々なデータを使って準備を計算します。



©2010熊本県くまモン

推計方法①：過去の実績の「伸び率」

- 多くのサービス分野で採用されている、最も基本的な算定アプローチです。
- 過去数年間（直近3～5年間）の利用者数の推移データを分析し、年ごとの平均的な「伸び率（幾何平均等）」を正確に算出します。
- 算出した伸び率の傾向が今後も継続すると仮定し、現在の利用者数に掛け合わせて、令和9年度～11年度の数値を推計します。
- 直近で制度改正などによる極端な増減があった場合は、その要因を分析し、数値を慎重に見極めます。



【資料のガイド】

1つ目の方法は、「今までサービスを使った人の数」から計算する方法です。

毎年、使う人がどれくらい増えているかを見て、これから先の3年間で必要になる数を予想します。



©2010熊本県くまモン

推計方法②：人口当たり利用率の活用

人口動態の変化を的確に反映

「現在のサービス利用者数」を「現在の対象人口」で割り、人口当たりの利用割合を算出します。その割合を、熊本県の「将来推計人口」に掛け合わせて見込量を求めます。

特に、子どもの数と高齢者の数で利用ニーズが大きく異なるサービス（例：放課後等デイサービスなど）において、各年齢層の人口増減を計画に反映できる非常に有効な手段です。



【資料のガイド】

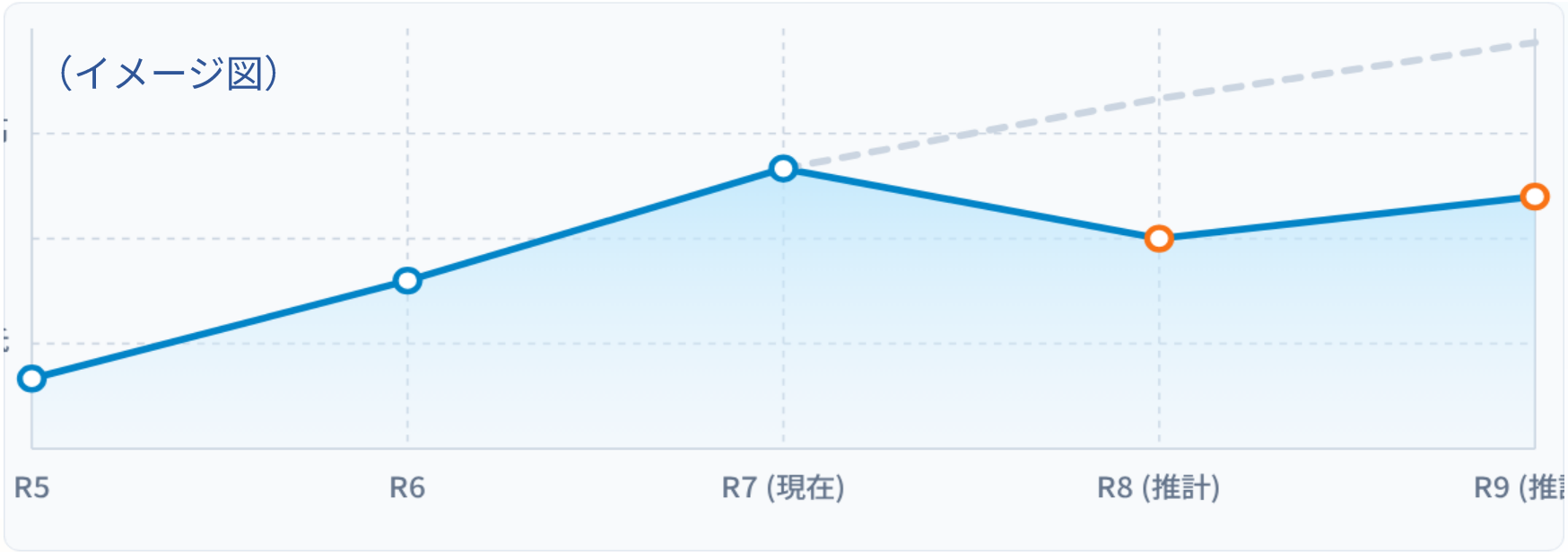
2つ目の方法は、「熊本県に住んでいる人の数」から計算する方法です。

これからの人口の変化（年齢など）に合わせて、それぞれの年代の方に十分なサービスが届くように計算します。



©2010熊本県くまモン

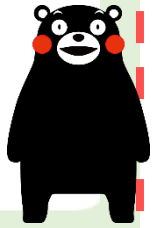
特例：過剰推計を防ぐ「地域差の是正」



特定のサービスにおいて、過去の伸び率が極端に高く全国平均を大きく上回る場合、点線のように過剰な推計となる恐れがあります。その際は、持続可能な制度運営のため「全国平均の伸び率」を上限とし、実線のように適正な見込量を設定します。

【資料のガイド】

次回の計画では、新しい計算方法を使います。見込みの数字が大きくなりすぎないようにし、地域ごとのバランスをとるため、熊本県内だけでなく全国の状況もあわせて計算します。



©2010熊本県くまモン

アンケートによる「生の声」の補正

増加要素の抽出

アンケート調査等で「現在は利用していないが、今後3年以内に利用を希望する」または「現在利用しており、今後さらに利用を増やしたい」といった回答にその方の割合を『増加要素』として集計します。

減少要素の抽出

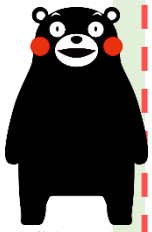
逆に「現在利用しているが、今後は減らしたい・利用希望がない」と回答した方の割合を『減少要素』として集計します。

これらを比較し、実績データだけでは測れない潜在的な増減トレンドを最終的な見込量に加味します。

【資料のガイド】

計算した数に、アンケート等の希望で出た内容を踏まえます。

「これから新しくサービスを使いたい」といった、ご本人やご家族の希望を大切にして、より実際の生活に合った数に直します。



©2010熊本県くまモン

見込量決定までの4つのステップ

STEP 1
データ収集

過去のサービス利用者数や、最新の将来人口推計等の基本データを収集・整理します。

STEP 2
基礎推計

伸び率や人口当たり利用率を用いて、機械的な基礎見込量を各年度ごとに算出します。

STEP 3
アンケート分析

県民アンケートによる利用意向の増減傾向を、クロス集計等を用いて詳細に分析します。

STEP 4
最終決定

基礎推計にアンケート結果や地域の事業所動向、全国平均の考慮を加味し、最終決定します。

【資料のガイド】

このように、データやみなさんの声をあわせて目標の数を決めます。

計画がスタートした後も「本当にサービスが足りているか」を毎年チェックして、より良い仕組みになるように工夫を続けていきます。



©2010熊本県くまモン

いわゆる総量規制の範囲について

対象サービスは、次期「熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の目標値を超える新規指定や、定員増の指定を原則行いません。



対象サービス

- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
- 児童発達支援、放課後等デイサービス

※共同生活援助については、福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進するため、令和１１年度（２０２９年度）までの間は総量規制の対象としないこととします。

例外的な取扱いは個別の協議

- 強度行動障害者（児）
- 重症心身障害者（児）
- 医療的ケア者（児）を主として受け入れる事業所等

事業所の増加

地域の実際の福祉需要を大きく上回るペースでの供給拡大。

過剰な競争の激化

事業者間での利用者獲得競争や、人材の奪い合い等。

サービス品質の懸念

安全で質の高いサービス提供の困難化。

第6章・第7章の概要

別紙　素案８４ページ

第6章 従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

- サービス提供に係る人材育成のための各種研修（相談支援従事者、サービス管理責任者、強度行動障害支援者等）の計画的な開催。
- 多職種間の連携推進。
- 障害福祉サービス等の事業者に対する「第三者評価」の推進。
- 「情報公表制度」を活用した利用者への情報提供の徹底。

第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

- 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業の実施。
- 専門性の高い相談支援事業。
- 意思疎通支援（手話通訳、要約筆記など）を行う者の養成および派遣事業。
- 市町村域を越える広域的な支援事業の展開。

【資料のガイド】

資料のガイドは次のページ



©2010熊本県くまモン

【資料のガイド】



人材の育成と働きやすい職場づくり

- 相談員やケア職員、医療的ケアの対応者、ピアサポーターなどの専門人材を計画的に育てます。
- 新しい福祉人材を確保し、ICTの活用や処遇改善を通じて働きやすい環境をつくります。

安心できるサービスと権利の保護

- サービスの評価(第三者評価)や情報公開を進め、自分に合った良いサービスを選びやすくします。
- 虐待の防止や、障がいのある方の権利を守る取り組みを進めます。

障がいのある方の地域生活と社会参加のサポート

- 手話通訳や盲ろう者向け通訳などの専門スタッフを育成し、必要に応じて派遣します。
- スポーツや文化活動の開催、福祉施設での工賃アップなど、活動や働くことを応援します。

どこに住んでいても届く支援

- 専門団体等と協力し、県内のどの地域でも必要なサポートが受けられる体制をしっかりと整えます。

第8章 円滑な実施を確保するために必要な事項

別紙　素案１０１ページ

以下の事項について、各種施策と連携して総合的に推進します。

虐待の防止と権利擁護

障がい者虐待の未然防止、早期発見、成年後見制度の利用促進を図ります。

文化芸術・スポーツの振興

芸術文化活動の支援センター等を通じ、障がい者の社会参加を促進します。

差別の解消の推進

住民が主体的に取り組む仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた包括的な支援体制を構築します。

就労支援に向けた取組

工賃向上計画の推進、優先調達の促進、農福連携等による就労機会の拡大を図ります。

意思決定支援の促進

本人の意思決定支援や、家族全体を支える「ファミリープラン作成モデル事業」等を通じ、総合的な支援体制の整備を推進します。

情報の取得・意思疎通

ICT機器の活用支援や、障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制を整備します。

事業所等での安全確保・災害対策

災害時情報共有システムの活用や、BCP（業務継続計画）の策定、感染症対策を推進します。

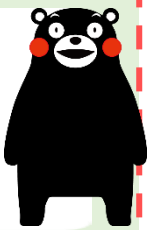
【第9章について】

前計画等（第6期～第7期 障がい福祉計画、第2期～第3期 障がい児福祉計画）の実績等については、素案をご参照ください。

【資料のガイド】

障がい福祉以外の分野(防災、教育、文化、人権など)とも広く協力しながら取り組みます。

①虐待・差別の防止　②文化・スポーツ参加　③権利を守るサポート　④災害時の避難準備



©2010熊本県くまモン